



# 埼玉県報

第 2794 号  
平成 28 年(2016 年)  
5 月 2 日  
月曜日

## 目次

### 管理規程

- 埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南西部地域振興センター）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 事業者処分に係る告示（短期入所生活介護）（高齢者福祉課）
- 事業者処分に係る告示（介護老人福祉施設）（高齢者福祉課）
- 平成 28 年度埼玉県ふぐ調理師試験（食品安全課）
- 山田土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 元荒川土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 県営土地改良事業埼玉北部地区（基幹水利施設管理事業）計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

### 正誤

- 埼玉県規則第 23 号中訂正（改革推進課）
- 埼玉県病院事業告示第 10 号中訂正（経営管理課）

平成 28 年(2016 年)5 月 2 日

○ 埼玉県教育委員会教育長訓令第 1 号中訂正 (教委・総務課)

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第十二号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年五月二日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 局の事務の総合調整に関すること。

第二条第二項中第十六号及び第十七号を削り、同項第十八号中「第五号」を「第一号、第五号」に、「第十七号」を「第十五号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十九号を同項第十七号とする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県企業局組織規程の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年四月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あさか市民大学
- 三 代表者の氏名  
坂本 和哉
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県朝霞市岡一丁目十三番七十五号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、朝霞市及びその周辺の多くの市民に生涯学習の場を提供し、豊かな地域社会づくりに貢献し、人生を健康で豊かにすることを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第六百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

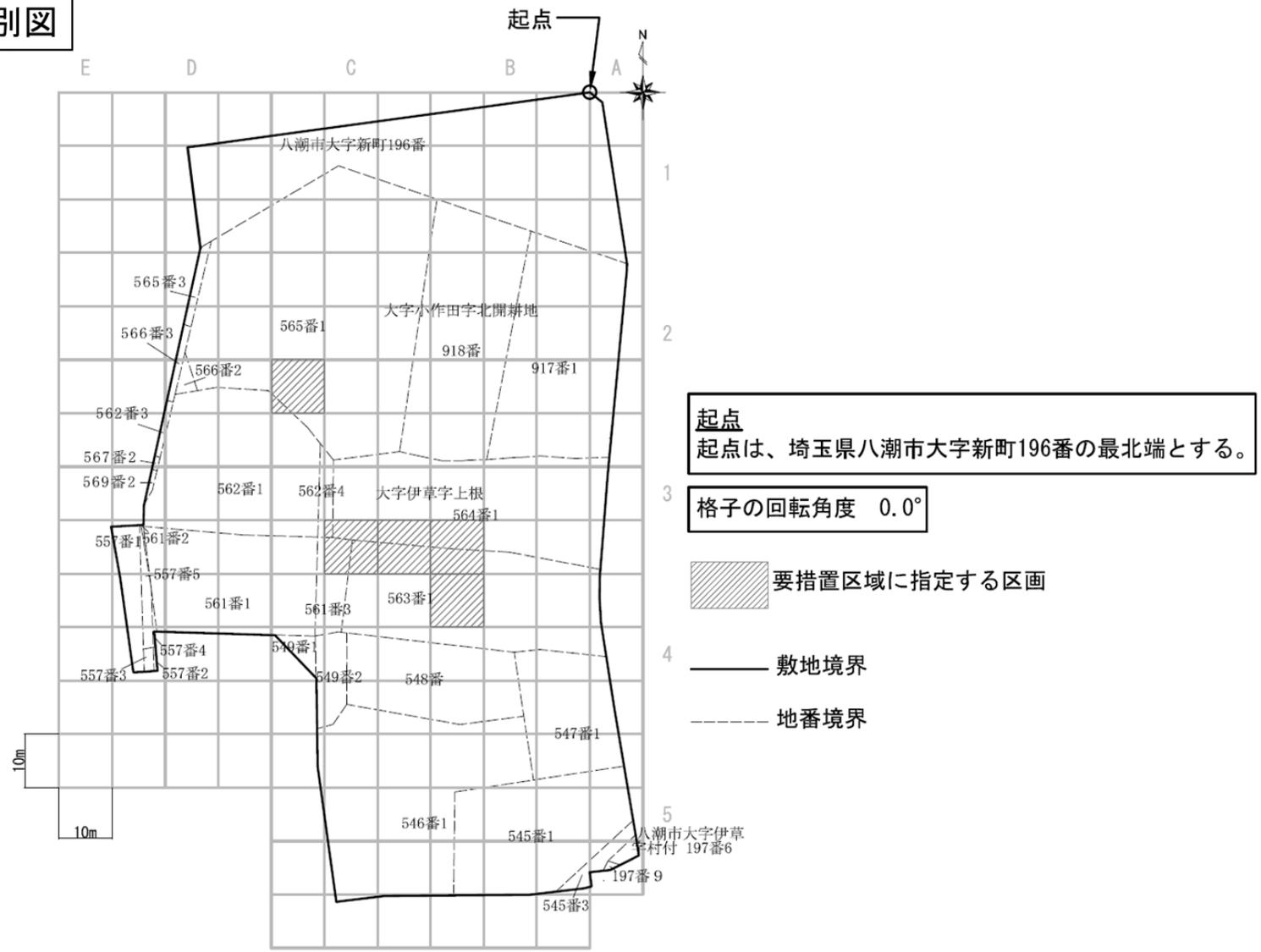
平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 要措置区域

- 一 別図のとおり（埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十一番三の一部、五百六十二番一の一部、五百六十二番四の一部、五百六十三番一の一部、五百六十四番一の一部、五百六十五番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
シスー一・二―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 三 講ずべき指示措置  
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



## 告 示

### 埼玉県告示第六百十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十一番一の一部、五百六十一番三の一部、五百六十二番一の一部、五百六十二番三、五百六十二番四の一部、五百六十五番一の一部、五百六十五番三、五百六十六番二、五百六十六番三、五百六十七番二、五百六十九番二、大字新町百九十六番の一部、大字小作田字北開耕地九百七十七番一の一部、九百七十八番の一部）

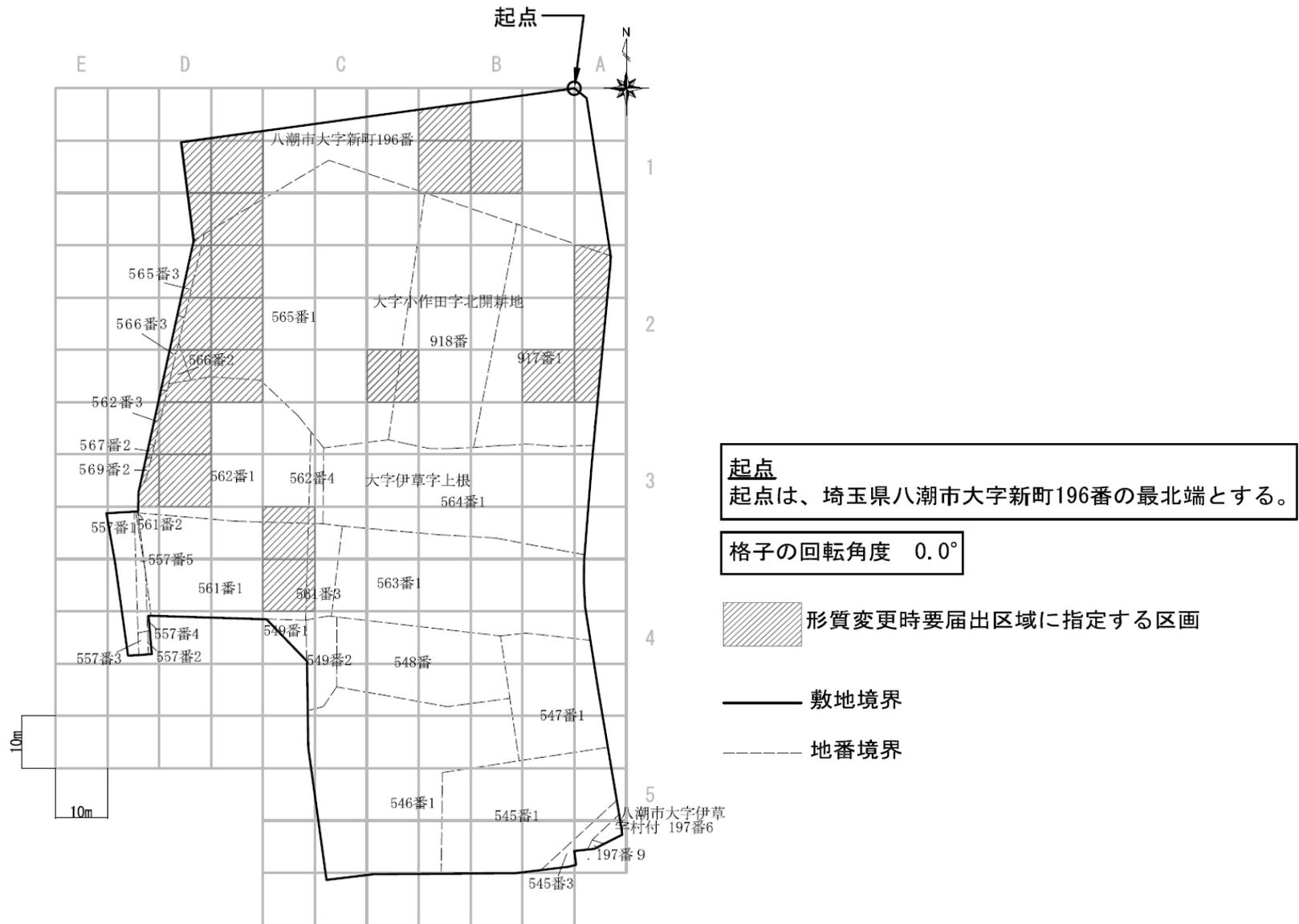
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



## 告 示

### 埼玉県告示第六百十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県蓮田市東四丁目四千二百六十六番の一部）

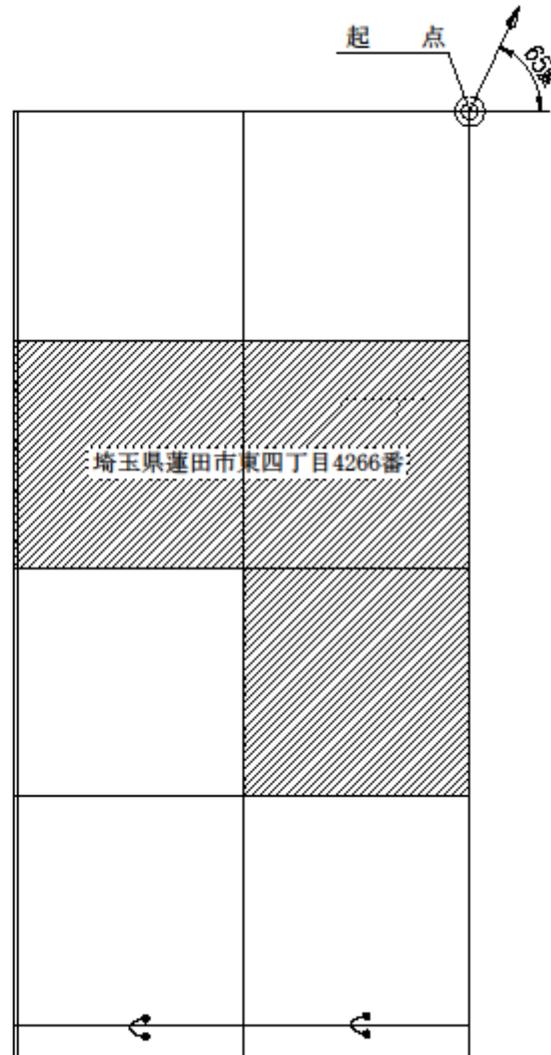
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

#### 三 講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別 図



**【起 点】**

起点は、埼玉県蓮田市東四丁目  
4266番の最北端とする。

**【格子の回転角度】 65度**

格子の回転角度は、起点を通り、  
東西方向及び南北方向に引いた線  
並びにこれらと平行して10m間隔  
で引いた線により形成されている  
格子を、起点を中心として右回り  
に回転させた角度を示す。

**【凡 例】**

———— 調査対象地・筆境界

———— 単位区画

 要措置区域

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により指定の一部の効力を停止したので、同法第七十八条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
社会福祉法人妻沼会
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市上根二百六十八番地
- 三 事業所の名称  
愛心園
- 四 事業所の所在地  
埼玉県熊谷市上根二百六十八番地
- 五 介護保険事業所番号  
一一七四五〇〇一二二
- 六 サービスの種類  
短期入所生活介護
- 七 効力の停止の内容  
新規入所者の受入れの停止  
介護報酬の請求制限 二〇パーセント
- 八 効力の停止期間  
平成二十八年五月一日から平成二十八年十月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十二条第一項の規定により指定の一部の効力を停止したので、同法第九十三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 開設者の名称  
社会福祉法人妻沼会
- 二 開設者の主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市上根二百六十八番地
- 三 施設の名称  
愛心園
- 四 施設の所在地  
埼玉県熊谷市上根二百六十八番地
- 五 介護保険事業所番号  
一一七四五〇〇三六一
- 六 サービスの種類  
介護老人福祉施設
- 七 効力の停止の内容  
新規入所者の受入れの停止  
介護報酬の請求制限 二〇パーセント
- 八 効力の停止期間  
平成二十八年五月一日から平成二十八年十月三十一日まで

## 告示

### 埼玉県告示第六百十四号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。）第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり行う。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 試験方法並びに試験期日及び試験会場

##### イ 学科試験

平成二十八年八月二十三日（火）

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター三階中会議室

##### ロ 実技試験

平成二十八年八月二十五日（木）

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町二丁目五番地

国際学院埼玉短期大学

#### 二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第八十三号）第四条各号に掲げる試験科目

#### 三 受験資格

条例第五条に規定する者

#### 四 受験手続

##### イ 提出書類

平成二十八年年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領に規定する受験願書等

##### ロ 試験手数料

一万八千二百円を受験願書等の提出時に納付すること。

##### ハ 出願期日及び提出場所

平成二十八年七月七日（木）及び同月八日（金）

午前十時から午後四時まで

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県衛生会館五二一会議室

##### ニ 受験願書等の提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送による提出は認めない。

#### 五 平成二十八年年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領及び受験願書の交付場所

埼玉県保健医療部食品安全課及び埼玉県各保健所

さいたま市保健福祉局保健部食品・医薬品安全課及びさいたま市保健所（大宮市場内の食品衛生課市場監視係を含む。）

川越市保健所

越谷市保健所

六 合格発表

平成二十八年九月二十三日（金）午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベ

ター前掲示板及び埼玉県保健医療部食品安全課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に郵送で合否を通知する。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山田土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
理事	村 田 光 好	埼玉県東松山市大字野田百五十八番地

# 告示

## 埼玉県告示第六百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元荒川土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	竹内昭一	埼玉県蓮田市大字黒浜六百番地
同	金子信作	さいたま市岩槻区大字平林寺八百五十五番地
同	森田政幸	同 同 大戸千五百八十一番地
同	大熊正次郎	同 同 尾ヶ崎千二百五番地
同	清水清一	同 同 高曾根千五百三十番地
同	山内茂樹	春日部市大枝五百六十九番地
同	新坂進	越谷市大字恩間新田三百七十九番地
同	岡本紀彦	同 同 西新井千四十一番地
同	金子勇	同 同 宮本町二丁目百八十二番地
同	島村孝	同 同 新川町二丁目四百二十七番地
監事	山口恵司	蓮田市大字貝塚二十二番地一
同	飯島滂	さいたま市岩槻区飯塚八百十二番地
同	田嶋芳雄	春日部市谷原新田千八百五十七番地六
同	高野賢一	越谷市大字野島三百一番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	竹内昭一	埼玉県蓮田市大字黒浜六百番地
同	石井一雄	さいたま市岩槻区大字掛二百四十九番地
同	森田政幸	同 同 大戸千五百八十一番地
同	清水清一	同 同 高曾根千五百三十番地
同	中村孝一	同 同 釣上千九百六十三番地
同	山内茂樹	春日部市大枝五百六十九番地
同	新坂進	越谷市大字恩間新田三百七十九番地
同	岡本紀彦	同 同 西新井千四十一番地
同	金子勇	同 同 宮本町二丁目百八十二番地

同	同	同	監事	同
高野賢一	田嶋芳雄	飯山滂	山口信一	野口久作
同	同	同	同	同
越谷市大字野島三百一番地	春日部市谷原新田千八百五十七番地六	さいたま市岩槻区飯塚八百十二番地	蓮田市大字貝塚八百四十番地	同 七左町七丁目二百九十七番地一

# 告示

## 埼玉県告示第六百十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
熱田 幸作	埼玉県熊谷市中奈良千九百二十七番地	埼玉県熊谷市中奈良字葉草四百六番 ほか一筆	六、九〇九
泉 二良	埼玉県熊谷市下奈良千五百三十五番地一	埼玉県熊谷市中奈良字牛沼三百七十番	五、〇五四
株式会社太陽ファーム奈良	埼玉県熊谷市下奈良五百五十二番地三	埼玉県熊谷市下奈良字原巽二十二番 ほか七筆	二二、三三七
塚田 修	埼玉県熊谷市西野三百五十四番地一	埼玉県熊谷市下奈良字中妻北千二百五十九番一ほか一筆	五、七七九
農事組合法人小原営農	埼玉県熊谷市小江川二千八十七番地七	埼玉県熊谷市小江川字北田千八百十三番一ほか三十八筆	四三、三六四
松村 捷夫	埼玉県熊谷市下奈良千四百七十三番地一	埼玉県熊谷市下奈良字葉草西千五百九十九番ほか五筆	一四、二三〇
松本 和市	埼玉県熊谷市下奈良千五百十一番地	埼玉県熊谷市中奈良字牛沼三百五十九番ほか二筆	五、四一八

井上 栄	石田 貞代	飯塚 輝雄	飯塚 隆	飯塚 準一	飯塚 賢一	飯塚 朝香	新井 良治	新井 甚助	新井 重信	橋本 早苗	小川 保夫
埼玉県羽生市大字 中手子林六百二十 七番地	埼玉県羽生市大字 上子林八百三十 六番地	埼玉県羽生市大字 尾崎九百四十六番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百一十一番地一	埼玉県羽生市大字 尾崎七百四十四番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎九百五十一番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百四十四番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎九十五番地	埼玉県羽生市大字 中手子林五百七十 七番地	埼玉県羽生市大字 中手子林七百四十 三番地	埼玉県加須市戸室 千二百四十九番地	埼玉県加須市中種 一足六百九十一番地
埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼五 百四十八番ほか七 筆	埼玉県羽生市大字 上子林字辻六百 四十二番一ほか十 四筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百七 十九番ほか六筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百九 十六番一ほか二十 二筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百二十 四番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎四百 三十五番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百八 十番	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百三十 番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼五 百五十六番ほか三 筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼五 百四十一番一	埼玉県加須市戸室 字一番五番一ほか 三十三筆	埼玉県加須市下種 足字中島二百番ほ か三十四筆
二、七二六	四、二八八	六、一七一	一、〇二一	二、九九四	五、四一	五、九八	二、九九四	二、〇七四	三、九六	二、五、三二八	三、〇、〇七一

岡戸 儀芳	岡戸 國彦	岡戸 克眞	大和田 重夫	大山 榮一	大塚 求	大門 代治	江森 布治	江森 勉	今成 勉	井上 英	井上 茂
埼玉県羽生市大字 下手子林二千四百 九十八番地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千二百 六十七番地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千二百 四十番地	埼玉県羽生市大字 上手子林九百六十 番地	埼玉県羽生市大字 発戸千七百七十四番 地	埼玉県加須市久下 六丁目八番地七	埼玉県羽生市大字 中手子林百四十五 番地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百五十九番 地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千二百 七十九番地	埼玉県羽生市大字 中手子林六百二番 地	埼玉県羽生市大字 中手子林六百十七 番地	埼玉県羽生市大字 中手子林六百二十 五番地
埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百十九番ほか二 十二筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百四十三番	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百二十三番ほか 三筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百七十三番一ほ か三十六筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百九 十五番一ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百九十二番一ほ か十筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百十三番ほか十 四筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字反り八反二 百十三番一ほか十 一筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百八十九番一ほ か六十九筆	埼玉県羽生市大字 北荻島字高橋九百 番一ほか二十一筆	埼玉県羽生市大字 北荻島字高橋九百 七番ほか十一筆	埼玉県羽生市大字 北荻島字高橋九百 三番一ほか六筆
一〇、七〇〇	六五〇	二、五二一	一〇、一五一	三九五	七、六四六	六、三二〇	六、三七〇	二一、〇八四	八、八四〇	一三、四五五	五、二二四

小暮 道子	小暮 征三	黒田 清光	黒田 一雄	木田 雅二郎	木田 悟	木田 勝士	亀山 松雄	金子 秀也	金子 静治	片山 晃	小澤 律夫
埼玉県羽生市大字 下手子林二千五百 三十一番地	埼玉県羽生市大字 中手子林千三十一 番地	埼玉県羽生市大字 尾崎六百十番地一	埼玉県羽生市大字 尾崎九百三十一番 地	埼玉県羽生市大字 中手子林六百十二 番地三	埼玉県羽生市大字 中手子林六百二十 一番地	埼玉県羽生市大字 中手子林六百十六 番地一	埼玉県羽生市大字 下手子林二千零八 十七番地	埼玉県羽生市大字 尾崎四百四十五番 地	埼玉県羽生市大字 上手子林千二百六 十九番地	埼玉県羽生市大字 中手子林六百六十 一番地一	埼玉県羽生市大字 尾崎四百八十七番 地二
埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百二十番ほか七 十一筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字八幡前 千六十三番一ほか 十一筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百八十 四番一ほか三筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百七 十四番ほか五筆	埼玉県羽生市大字 下手子林字北耕地 二千四百九十四番 一ほか二十三筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼四 百七十八番一ほか 七筆	埼玉県羽生市大字 北荻島字高橋八百 九十九番一ほか二 筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字八反百 六十四番一	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百七 十二番一ほか三筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字神明千 三百三十五番一ほ か十七筆	埼玉県羽生市大字 上手小林字大谷千 五百八十二番二ほ か四筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百九 十一番ほか八筆
一五、 九七二	七、 〇八九	四、 二二二	五、 五八八	七、 九四九	三、 七一五	二、 五五六	一、 〇六〇	二、 九六〇	七、 二六四	二、 四一六	四、 六三五

須永 久夫	鈴木 茂	鈴木 幸子	島村 侑也	塩田 洲昭	齋藤 安雄	齋藤 貞男	近藤 元吉	近藤 秀雄	小林 清一	小島 博	小島 敏夫
埼玉県羽生市大字 尾崎四百八十九番 地三	埼玉県羽生市大字 尾崎三十五番地一	埼玉県羽生市大字 藤井上組千四十番 地	埼玉県羽生市大字 中手子林千四十九 番地二	埼玉県羽生市大字 中手子林百九十四 番地	埼玉県羽生市大字 中手子林六百二十 八番地	埼玉県羽生市大字 中手子林六百二十 九番地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千六百 四十八番地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千六百 二十九番地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百三十二番 地い号	埼玉県羽生市大字 中手子林百六十八 番地四	埼玉県羽生市大字 中手子林八百八十 四番地
埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎四百 九十番	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百五十 番一ほか二筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百五番 ほか二筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字八幡前 千三十八番ほか十 七筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼四 百六十七番ほか八 筆	埼玉県羽生市大字 北荻島字高橋九百 四番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼四 百八十七番一ほか 五筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百八十三番ほか 十六筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字新田千 百七十八番二ほか 二十六筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎四百 四十三番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字八反二 百八十九番	埼玉県羽生市大字 中手子林字八反百 二十五番ほか二筆
四二九	二、二三三	五、〇二六	七、六四三	四、九七二	六、六七九	二、五六二	一、八七〇	一四、六三八	一、八九二	六一二	二、五四二

長澤 賢一	長澤 栄一	鳥海 正春	鳥海 忠	鳥海 進司	戸山 泰一	田沼 恒春	田沼 一夫	田口 勇	田島 哲雄	田島 清次	須山 知延
埼玉県羽生市大字 下手子林二千三百 二十五番地	埼玉県羽生市大字 尾崎五百八十五番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎四百七十七番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎二十四番地	埼玉県羽生市大字 尾崎四百七十番地	埼玉県羽生市大字 下手子林千三番地	埼玉県羽生市大字 稲子千二百二十二 番地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百七十五番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎五百三十番地	埼玉県羽生市大字 中手子林百十番地	東京都板橋区新河 岸二丁目二十一番 十五号	埼玉県羽生市大字 中手子林百四十六 番地口
埼玉県羽生市大字 下手子林字北耕地 二千五百十九番一 ほか十九筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字反り八反百 八十八番一ほか七 筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百七 十八番ほか四筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字鶴指百三十 四番ほか九筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下三百七 番一ほか四筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百七十四番一ほ か四十七筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字反り八反二 百二十九番ほか六 筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字反り八反二 百一番一ほか八筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎四百 五十四番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百三十一番ほか 二十筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字八反百 三十六番一ほか二 筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百十五番ほか十 八筆
四、 三八五	五、 九八九	二、 八〇八	七、 三九九	一、 五七一	一六、 一四八	四、 三四七	四、 八九九	二五 一	七、 四〇九	一、 〇五一	九、 一一九

平井 清一	原田 庫治	濱野 一郎	長谷川 良勇	萩原 丈夫	萩原 孝夫	萩原 堅治	野口 才市	根岸 文男	根岸 勤	中村 勤	長澤 耕次
埼玉県羽生市大字 上手子林五百四十 三番地二	埼玉県羽生市大字 下手子林千九百八 十七番地	埼玉県羽生市大字 町屋六百五十六番 地	埼玉県羽生市大字 中手子林五百九十 番地一	埼玉県羽生市大字 尾崎九百八番地	埼玉県羽生市大字 尾崎九百四十番地	埼玉県羽生市大字 尾崎八百四十四番 地	埼玉県羽生市大字 中手子林九百六十 五番地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千四百 二十四番地	埼玉県羽生市大字 上手子林千五番地	埼玉県羽生市大字 尾崎七百七十二番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎二百七十番地
埼玉県羽生市大字 上手子林字神明千 三百二十番一ほか 二筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百二番ほか三十 九筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百七十九番一ほ か四十五筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼四 百六十九番ほか九 筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字中尾崎四百 十三番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百六 十七番ほか十四筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百六 十五番ほか五筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百五番ほか八筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百八十七番ほか 七十三筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百八十八番ほか 七十五筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字反り八反二 百四十一番	埼玉県羽生市大字 尾崎字杉下二百五 十七番ほか六十五 筆
一、 四三二	二一、 一六五	二三、 四〇九	四、 二〇六	七〇二	九、 五三二	四、 四五〇	一、 六八二	一八、 七一六	二五、 八四一	五三五	五二、 五六一

松本 成弘	松村 勝市	町田 呈子	町田 淳	町田 好一郎	増田 博俊	増田 利夫	増田 晃三	増田 健治	増田 恵三	間篠 良行	間篠 一雅
埼玉県羽生市大字 上手子林字千九十 七番地	埼玉県羽生市大字 上手子林二百二番 地	埼玉県羽生市大字 上手子林千二百二 十番地	埼玉県越谷市東大 沢四丁目二十三番 地十三号サンフラ ワーマンションA 二百二	埼玉県羽生市大字 上手子林四百九十 六番地	埼玉県羽生市大字 下手子林二千三十 九番地	埼玉県羽生市大字 上手子林字百五十 九番地五	埼玉県羽生市大字 下手子林二千三百 十四番地一	埼玉県羽生市大字 上手子林二百三十 七番地	埼玉県羽生市大字 町屋百三十番地六	埼玉県羽生市大字 上手子林千三百二 十一番地	埼玉県羽生市大字 上手子林千八十三 番地
埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百七十七番一ほ か五十九筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字小沼五 百四十七番一ほか 六筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字神明千 三百二十七番二ほ か十六筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字辻六百 五十五番一ほか十 八筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字神明千 三百二十一番一ほ か十二筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百十四番ほか八 筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百五番ほか三十 四筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字新田千 百七十八番二ほか 十筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百九十番ほか十 一筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 六百二十番ほか百 三十六筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百七十三番一ほ か四百五筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字大谷千 五百七十三番一ほ か二百七十四筆
一八、四一八	三、四七一	六、〇一五	一〇、三九一	七、八七一	五、四一〇	三〇、一九八	三、五〇七	五、一九二	三三、一五一	一六六、七六五	九五、七三六

金子 正夫	立原 司朗	有限会社神扇農業機械化センタ	若山 実	吉田 富男	吉岡 憲一	山田 和男	山下 博之	山下 直助	山崎 信一	山崎 克巳	森屋 茂子
埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千四百五十番地	埼玉県吉川市皿沼一丁目百五番地	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地	埼玉県羽生市大字下手子林二千四百五十九番地	埼玉県羽生市大字尾崎六百八番地一	埼玉県羽生市大字上手子林八百五十六番地	福島県双葉郡双葉町大字山田字北田百四十八番地	埼玉県羽生市大字尾崎六百九十六番地一	埼玉県羽生市大字尾崎七百六十一番地	埼玉県羽生市大字尾崎八百七十三番地	埼玉県羽生市大字尾崎八百七十二番地	東京都江戸川区西瑞江四丁目十六番地
埼玉県比企郡吉見町大字西吉見三百二番	埼玉県吉川市大字鹿見塚字前二百二番二ほか四筆	埼玉県幸手市平須賀一丁目百十四番ほか十四筆	埼玉県羽生市大字上手子林字辻七百五十一番ほか七筆	埼玉県羽生市大字尾崎字杉下二百八十二番ほか七筆	埼玉県羽生市大字上手子林字辻七百八十九番一ほか十三筆	埼玉県羽生市大字上手子林字辻七百九十八番ほか十八筆	埼玉県羽生市大字尾崎字杉下二百七十一番一ほか八筆	埼玉県羽生市大字尾崎字杉下二百五十九番一ほか三十筆	埼玉県羽生市大字尾崎字杉下二百六十一番ほか六筆	埼玉県羽生市大字尾崎字杉下二百六十四番ほか十筆	埼玉県羽生市大字中手子林字小沼五百三番
五、四一六	二、六九九	二六、四四四	三、〇三〇	五、一四四	三、九九七	九、一七五	四、七六六	二四、五四九	五、〇〇五	五、九三八	八六七

株式会社ヤオコ	大澤 守男	梅澤 功	森田 義政	森田 克未	新島 勝利	長島 博	特定非営利活動 法人大地の郷	杉田 金三郎	杉崎 行央	小島 太郎	小池 貴史
埼玉県川越市脇田 本町一番地五	埼玉県大里郡寄居 町大字赤浜千六百 七十八番地一	埼玉県大里郡寄居 町大字今市七百十 番地	埼玉県東松山市大 字大谷二千九百五 十三番地	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田九百 三十二番地	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千四 百七十四番地	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田七百 三十二番地	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田四百 四十五番地三	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千六 百七十五番地	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見五百 二十七番地	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田六百 九十番地	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千五 百二十八番地
埼玉県大里郡寄居 町大字赤浜字後塚 田千九百四十八番	埼玉県大里郡寄居 町大字赤浜字後塚 田二千七番一ほか 一筆	埼玉県大里郡寄居 町大字赤浜字後塚 田二千十七番一	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見八十 番ほか二十二筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田字一 ノ耕地百七番ほか 一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見百九 十八番ほか十一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見三百 四十七番	埼玉県比企郡吉見 町大字久米田字二 ノ耕地二百八十二 番	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見二百 三十八番ほか四筆	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見九十 九番ほか五筆	埼玉県比企郡吉見 地町大字久米田字 一ノ耕地八十五番	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見二百 十番ほか十五筆
三、一三九	一、六五八	一、六〇三	六七、五四二	四、三六〇	三七、一二四	二、二六〇	二、二五一	一二、〇一二	二三、五九一	四、六二五	三七、八八六

二 申請年月日

平成二十八年四月十九日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年五月二日から平成二十八年五月十九日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市浦山字平溝四〇〇五、四〇〇六の一、四〇〇八の一

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平溝四〇〇五、四〇〇六の一、四〇〇八の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他に森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市山田字崩鼻二〇九八、二〇九九、二一〇三、二一〇六

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 告 示

### 埼玉県告示第六百二十号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県児玉郡神川町大字矢納字城ノ房七五〇の一、七五〇の二、七五一の一

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城ノ房七五〇の一、七五〇の二、七五一の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他に森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業埼玉北部地区（基幹水利施設管理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 縦覧期間

平成二十八年五月二日から

平成二十八年六月二日まで

### 二 縦覧場所

本庄市役所

深谷市役所

美里町役場

神川町役場

上里町役場

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二十二号

測量計画機関である神川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

神川町

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

神川町全域

### 四 作業期間

平成二十八年四月十六日から平成二十八年十二月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二十三号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

### 三 作業地域

さいたま市桜区田島六丁目地内

### 四 作業期間

平成二十八年四月二十六日から平成二十九年三月二十四日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第六百二十四号

平成二十七年埼玉県告示第六百七十四号で公示した公共測量は、平成二十七年十月三十一日終了した旨測量計画機関である（仮称）三郷インター南部南土地区画整理組合設立準備会から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第六百二十五号

平成二十七年埼玉県告示第五十二号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十五日終了した旨測量計画機関である大里農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第六百二十六号

平成二十八年埼玉県告示第二百四十五号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十五日終了した旨測量計画機関である吉川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一四―五―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市新井新田八幡脇百七番五 外二十筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百五十六・五四立方メートル

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年五月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年十月一日

指令川建セ第二七〇〇八一号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年四月二十五日

川建セ第二八〇〇四号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字北原六百六十二番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町越生東二丁目三番地六メゾン・アレグリアB二〇一

田島 重人 田島 真奈美

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年五月二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第秩一 号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十八年五 月二日
指定に係る道路の位置	埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野字寿鹿谷二千三百十九番四、二千三百十九番五
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	二十一・七九メー トル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	四・五〇メー トル

# 正 誤

埼玉県規則第二十三号（平成二十八年三月二十九日第二七八五号）中訂正

ページ 行

五 前から七

誤

都市農業基本法

正

都市農業振興基本法

正 誤

正 埼玉県病院事業告示第十号（平成二十八年四月十九日第二千七百九十一号）中訂

ページ 行

二 前から十八

誤

平成二十八年三月二十九日

正

平成二十八年二月二日

## 正 誤

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号（平成二十八年三月二十九日第二千七百八十五号）中訂正

ページ 行

一 前から二十四及び二十五

誤

別表第三第十三号部長専決事項の欄中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

正

別表第三第十三号部長専決事項の欄中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。